



通 牒

自動車専用道路私設ニ關スル件通牒

(大正十五年十二月九日發甲第四三號土木局長通牒各地方長官宛(神奈川県ヲ除ク))

自動車専用道路ヲ築造シ一般運輸事業ヲ經營方出願アリタル場合ハ明治四年十二月太政官布告第六四八號ニ依リ處理スヘキモノニ候條明治十七年九月十七日第一四六號本官通牒ニ依リ稟伺相成度爲念申進候。

▽道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

質 疑 應 答

問 一般交通の用に供せざる軌道の敷設に付地方長官の許可を受けたときは、其の工事の爲にする道路の占用又は工事に付ては更に道路管理者の許可承認を受くる必要なきや御教示を乞ふ。

答 軌道法第一條第二項に依る一般交通の用に供せざる軌道に關しては、大正十二年内務省令第四十五號の規定する所であるが、右省令は軌道法第四條及第六條に規定したやうな道路法の特別規定を準用してゐないから、道路に關する事項に付ては道路法の規定に依り手續することを要するのである。(祝井生)

問 軌道に關する書類は内務、鐵道兩大臣宛とし、連名一通にて差支なきや。(長野生)

答 之に關しては通牒が出てゐて、各省へ一通宛提出せればならぬ。尤も右通牒に依るときは二通提出すべきものは兩大臣宛のものとの如きも、局長宛のものも矢張り之に準じて各別に提出せればならぬ。(淺香生)

# 判例

## 道路取締令第八條ニ所謂夜間ノ意義

(大正十五年(レ)第一三三三號大審院第三刑事部判決)

### 判決

本籍並住居名古屋市南區熱田白鳥町百四十九番ノ一  
藥種商 加藤 傳吉

明治二十年八月二十日生

右道路取締令違反被告事件ニ付大正十五年七月三日名古屋地方  
裁判所ニ於テ言渡シタル第二審判決ニ對シ被告人ハ上告ヲ爲シマ  
リ因テ判決スルコト左ノ如シ

### 主文

本件ハ之ヲ棄却ス

### 上告理由

辯護人横井榮太郎上告趣意書第一點原判決ハ被告人カ大正十五  
年五月十二日燈火ヲ用ヒスシテ自轉車ニ乘リ名古屋市南區港本町  
一丁目七番地附近道路ヲ通行シタルモ「右通行ノ時刻ハ未タ路面  
明ルクシテ夜間ニ非サリシ旨」辯護セルニ對シ其證據説示ニ於テ  
「證人伊藤喜與二ノ當公延ニ於ケル自分ハ愛知縣巡查ニシテ築地

警察分署勤務ノモノナルカ判示ノ日築地口派出所前ニ於テ諸車無  
燈火一齊取締ニ從事中日没後路上ノ通行人ノ顔モ二三間離レテハ  
確然判別シ難シト思ハルル頃被告人カ無燈火ニテ自轉車ニ乘リ判  
示道路ヲ通行シタルヲ以テ同人ヲ呼止メ違反者ノ報告ニ付必要ナ  
ル事項ヲ約三、四分訊問シ當時自分ノ懷中時計ヲ被告人ニ示シタ  
リ丁度其時七時ナリシト思フ旨ノ供述ニ依レハ被告人カ判示道路  
ヲ通行シタル時刻ハ午後七時頃ニシテ既ニ諸車ノ通行ニ付キ燈火  
ヲ要スヘキ夜間ナリシ事實ヲ認ムルニ足ルヲ以テ右辯解ニ拘ラス  
判示事實ヲ認定ス」ト説示シアリ然レトモ右證人伊藤喜與二ノ證  
言ハ被告人ヲ呼止メ約三、四分之ヲ訊問シ被告人ニ懷中時計ヲ示  
シタル時丁度七時ナリシト云フニアルヲ以テ被告人カ證人伊藤喜  
與二ニ呼止メラレタル時刻ハ遅クモ六時五十六、七分ナルコト明  
ラカナルニ拘ラス原判決カ右時刻ハ七時頃ト認定セルハ證據ニヨ  
ラスシテ事實ヲ確定シタル違法アルモノト信スト云フニ在リ

### 判決理由

七時頃トハ七時ニ接近スル其ノ前後ノ時刻ヲモ併稱スル文詞ナ  
レハ原判決カ所論證據ニ假リテ本件犯行ノ時刻ヲ午後七時頃ナリ  
ト認定シタルハ不法ニ非ス論旨ハ理由ナシ

### 上告理由

第二點原判決ハ前述證據説示ニ於テ「云々被告人カ判示道路ヲ

通行シタル時刻ハ午後七時頃ニシテ諸車ノ通行ニ付キ燈火ヲ要スヘキ夜間ナリシ事實ヲ認ムルニ足ル」ト説示シアリ然レ共大正十五年五月十二日ニ於ケル「日暮」ハ午後七時十二、三分ナルコト曆ニ徴シ寔ニ明カニシテ「日暮」前ハ尙ホ「未タ諸車ノ通行ニ付キ燈火ヲ要スル夜間ニ在ラサルコト」亦實驗法則ニ徴シ明カナリ然カルニ原判決方之ヨリ前ナル七時頃ヲ以テ「諸車ノ通行ニ付キ燈火ヲ要スヘキ夜間ナリシ」ト認定セルハ實驗法則ニ反シテ事實ヲ確定シタル違法アルモノト信スト云フニ在リ

判決理由

曆ニ從ヘハ名古屋地方ニ於ケル大正十五年五月十二日ノ日入ハ午後六時四十六分ニシテ日暮ハ午後七時二十分ナルヲ以テ本件犯行ノ時刻タル午後七時頃午後六時五十六、七分ニ至レハ已ニ日入ヲ過キ將ニ日暮ニ垂ントスル時ニシテ當時暮色漸ク加ハリ二、三間ヲ距ルトキハ通行人ノ面貌ヲ確認シ難キ状態ナリシコト原判文ヲ通シテ之ヲ知り得ヘクシテ未タ日暮前ナリト雖モ交通ノ安全ヲ期セシカ爲メニハ通行ノ諸車皆燈火ヲ要スルノ時刻ナルコト勿論ナレハ原判決方該時刻ヲ以テ道路取締令第八條ニ所謂夜間ナリト判示シタルハ相當ニシテ論旨ハ理由ナシ、右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ依リ主文ノ如ク判決ス

檢事 平井彦三郎關與

大正十五年十月二十七日

大審院第三刑事部

裁判長判事 磯谷幸次郎

判事 宮本力之助

判事 遠藤武治

判事 日高要次郎

判事 鈴木秀人

